

企業 No. \_\_\_\_\_

# 裁量労働制の施行状況等に関する調査 (企業用)

(実施) 今後の労働時間制度に関する研究会

## ご記入に当たっての留意事項

- 1 この調査は、裁量労働制や労働時間の実態を把握し、今後の労働時間制度の在り方を検討するための基礎資料を得るために実施するものですので、調査の趣旨にご理解を賜り、ぜひご協力をお願いいたします。
- 2 調査票は、企業としてのお立場で人事担当者の方がお答え下さい。人事担当者部門でお答えになれない場合は、他の部門の方にお答えいただいても結構です。なお、特段の断りのない限り、平成17年3月末日現在の状況についてお答え下さい。
- 3 ご記入いただきました調査票は、返信用封筒(切手不要)で6月3日(金)までに投函していただきますようお願いいたします。
- 4 なお、本調査の結果は統計的に処理し集計結果を利用いたしますので、貴社の回答結果が公表されることはありません。
- 5 本調査に関するご質問は下記までお願いいたします。

今後の労働時間制度に関する研究会事務局

東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel 03-5253-1111 (内線 5526)

(担当：小野田、橋口、金澤)

担当者

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

## I 企業属性

1. 企業名

2. 所在地

3. 期間を定めずに雇われている常用労働者数と平均勤続年数をご記入下さい。

	事業場計（企業全体）	専門業務型(注1)	企画業務型(注2)	管理監督者(注3)
常用労働者数	人( 人)	人	人	人
平均勤続年数	年( 年)	年	年	年

(注1) 新商品、新技術の研究開発等の業務に従事する労働者について、労使協定で定めた時間働いたものとみなす制度

(注2) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行う労働者について、労使委員会の決議で定めた時間働いたものとみなす制度

(注3) 部長、工場長など会社の経営や人事に関する権限が与えられている者であり、労働時間等の規制の適用除外となっている者

4. 貴事業場は次のいずれですか。

1	本社・本店である事業場
2	1以外の事業場であって、事業場の属する企業等に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす決定が行われる事業場
3	1の事業場の具体的指示を受けることなく独自に、当該事業場に係る事業の運営に大きな影響を及ぼす事業計画や営業計画の決定を行っている支社・支店等である事業場
4	1～3以外の事業場

5. 貴事業場に労働組合はありますか。

1	過半数組合がある
2	組合はあるが過半数ではない
3	ない

## II 労働時間制度

1. 所定労働時間（休憩時間、残業時間は含みません）

就業規則等で定められた貴事業場の1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入下さい。（労働者の種類などによって異なっている場合には最も多くの労働者が適用されているものを記入して下さい。また、所定労働時間が日又は週により異なる場合は、平均値を記入して下さい。）

1日	時間	分
----	----	---

週	時間	分
---	----	---

2. 貴社で採用している労働時間制度についてあてはまるものすべてに○をお付け下さい。  
 フレックスタイム制を採用している場合にはコアタイムの有無についても○で囲んで  
 下さい。そのうち貴事業場で採用している労働時間制度については、◎をお付け下さい。

1	通常の労働時間制(1日8時間以内、週40時間以内)
2	1年単位変形労働時間制
3	1ヶ月単位変形労働時間制
4	1週間単位変形労働時間制
5	フレックスタイム制 (コアタイム(注) あり・なし )
6	事業場外みなし労働時間制
7	裁量労働制

(注) コアタイムとは、労働者が必ず労働しなければならない時間帯をいう。

→ 「7」を選択した事業場は5頁の質問Ⅲ2へお進み下さい。

### Ⅲ 裁量労働制

Ⅱ2で「7」を選択していない企業(裁量労働制を採用していない企業)についてお伺いします。

1. (1) 裁量労働制制度の対象業務や導入手順を知っていますか。

1	専門業務型・企画業務型ともに知っている	→ 質問(2)①へお進み下さい。
2	専門業務型だけは知っている	→ 質問(2)②へお進み下さい。
3	企画業務型だけは知っている	→ 質問(2)③へお進み下さい。
4	専門業務型・企画業務型ともに知らない	→ 質問3へお進み下さい。

- (2) ①貴社に裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

	専門	企画	
対象業務がある	1	1	→ 対象業務がある場合は質問1(3)へお進み下さい。
対象業務がない	2	2	→ 対象業務が専門業務型、企画業務型の 双方にない場合は質問2へお進み下さい。

- ②貴社に専門業務型裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

1	対象業務がある	→ 質問1(3)へお進み下さい。
2	対象業務がない	→ 質問2へお進み下さい。

- ③貴社に企画業務型裁量労働制の対象となりうる業務はありますか。

1	対象業務がある	→ 質問1(3)へお進み下さい。
2	対象業務がない	→ 質問2へお進み下さい。

- (3) (2)①で対象業務が「ある」を選択した種類の裁量労働制について、貴社で裁量労働制を  
 導入していない理由は何ですか。該当するものすべてに○をお付けください。

専門	企画	
1	1	現行労働時間制度で十分だから(必要性がない)
2	2	労働者からの要望がないから
3	3	制度導入に反対する労働者又は労働組合があるため
4	4	職場の管理が煩雑となるため
5	5	手続きが煩雑であるため
6	6	法的効果が少ないため
7	7	現在導入検討中であるため
8	8	その他 具体的に( )内にご記入下さい

➡ ① (3)で「5」を選択された場合、具体的にどの手続きが煩雑と思われましたか。

該当するものを3つまで(1つでも可)○をお付け下さい。また、最も煩雑だと感じているものについては、◎をお付け下さい。

a. 専門業務型

1	労使協定の締結
2	労使協定の労働基準監督署長への届出
3	健康・福祉確保措置
4	苦情処理措置
5	その他( )

b. 企画業務型

1	労使委員会の設置
2	労働側委員の指名のための代表者選出
3	労使委員会の運営規程の策定
4	労使委員会の議事録作成
5	決議事項の委員の5分の4以上による合意
6	個別労働者からの同意
7	健康・福祉確保措置
8	苦情処理措置
9	「企画業務型裁量労働制に関する決議届」の労働基準監督署長への作成・届出
10	「企画業務型裁量労働制に関する報告」の労働基準監督署長への作成・届出
11	その他( )

➡ ② (3)で「6」を選択された場合、具体的にどのような法的効果があればよいと思われませんか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めるべき
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外すべき
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外すべき

4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外すべき
5	完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外すべき
6	一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外すべき
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外すべき
8	その他 ( )

## 2. 対象業務について

- (1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

- (2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

- a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	「当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで専門性を判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他 ( )

- b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

- a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務について「事業の運営に関する事項について」という要件は不要である
2	対象業務について「企画・立案・調査・分析の業務」という要件は不要である
3	対象業務はいわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないという要件で足りる
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他( )

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


(3) (1)で「3」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

①専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	その他( )

②企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	その他( )

3. 労働時間等について

(1) 貴事業場の平成17年3月の月間実労働時間は何時間ですか。(平均的な者と最長の者について記入して下さい) ※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる月間実労働時間数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最長の者
専門業務型で働く労働者	時間	時間
企画業務型で働く労働者	時間	時間

管 理 監 督 者	時間	時間
上 記 以 外 の 一 般 労 働 者	時間	時間

4. 休日労働、深夜労働について

- (1) 貴事業場の平成17年3月の休日労働(注)の回数は何日ですか。(平均的な者、最多の者それぞれについて記入して下さい) (注) 休日労働とは、法定休日労働及び法定外休日労働の両方を含みます。事前に休日が振替えられた場合は含みません。また、「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる休日労働日数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最多の者
専 門 業 務 型 で 働 く 労 働 者	日	日
企 画 業 務 型 で 働 く 労 働 者	日	日
管 理 監 督 者	日	日
上 記 以 外 の 労 働 時 間 制 度 で 働 く 労 働 者	日	日

- (2) 貴事業場の平成17年3月の深夜労働は合計何時間ですか。(平均的な者、最長の者それぞれについて記入して下さい) ※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる深夜労働時間数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最長の者
専 門 業 務 型 で 働 く 労 働 者	時間	時間
企 画 業 務 型 で 働 く 労 働 者	時間	時間
管 理 監 督 者	時間	時間
上 記 以 外 の 労 働 時 間 制 度 で 働 く 労 働 者	時間	時間

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

